



令和6年10月から 社会保険の適用拡大(第3弾)

今まで2回にわたり健康保険・厚生年金保険(社会保険)の適用拡大がされてきましたが、令和6年10月からはさらに拡大され、被保険者数が**51人以上**の企業は、**短時間労働者**を社会保険に加入させることが**義務**となります。今回のあおぞらレターでは、新たに適用拡大の対応が必要となる企業と対応方法についてご案内します。

1. 対象企業



(※)被保険者数とは、現在社会保険の被保険者となっている従業員(短時間労働者(☞下記2))は含みません)の総数のことをいいます。なお、被保険者数は法人単位で算出します。



被保険者数が51人から100人の企業は、従業員の中に短時間労働者がいれば、新たに社会保険の加入手続きをしなければなりません。



2. 短時間労働者とは

以下のすべてにあてはまる従業員が「短時間労働者」となります。

- 週の所定労働時間が**20時間以上**
- 所定内賃金(※)が月額**88,000円以上**
- 2か月**を超える雇用の見込みがある
- 昼間学生ではない

(※)所定労働時間に勤務した場合に支払われる賃金をいい、原則として基本給と諸手当となりますが、「通勤手当」「家族手当」「精進手当」は含みません。**報酬月額に含まれる賃金とは異なりますので、ご注意ください。**

3. 対応方法

適用拡大の対象となる従業員の「**健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届**」を提出します。

- 提出期限：加入対象となった日から5日以内(原則)
- 提出方法：電子申請(eGOV)、年金事務所への郵送、持参のいずれか

なお、対応が必要となることが見込まれる企業には、9月上旬までに日本年金機構よりお知らせが届く予定ですが、届かなかった場合にも対応が必要です。



～お知らせ～

- 8月13日(火)は夏季休業とさせていただきます。
- 次回のあおぞらレターは、8月27日(火)に配信いたします。